

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

秋田県立体育館 秋田市八橋運動公園1番12号

(2) 設置目的

秋田県立体育館（以下「体育館」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(3) 規模等

鉄筋コンクリート造、地上3階、延床面積約7,600平方メートル

(4) 主な施設

大体育館、小体育館、器具庫、控室、シャワー室、トレーニング室及びスタンド

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 体育館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、体育館の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体

オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る体育館の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名、生年月日、性別及び学歴職歴等）を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ 誓約書

サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話番号018-860-1239）

- (3) 提出期限
令和2年9月16日(水)午後5時15分まで(郵送による提出の場合は当日必着)
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
イ 体育館の設置の目的が効果的に達成されること。
ウ 効率的な管理が行われること。
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
オ アからエまでに掲げるもののほか、体育館の設置の目的又は性質に応じ、秋田県知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、令和2年10月中旬以降に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表する。
- 7 募集要項の交付
- 5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和2年7月28日(火)から同年9月16日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定形外角形2号)を郵送等により送付すること。
- 8 説明会
- (1) 日時
令和2年8月20日(木)午後2時
- (2) 場所
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎5階観光文化スポーツ部会議室
- (3) その他
説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに10に掲げる場所にファクシミリで連絡すること。(様式任意)
- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 体育館の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 指定期間の予算総額は250,550千円を限度とする。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後締結される年度協定書により定める。
- (6) 体育館の使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。
- (7) 指定管理者は、体育館内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- 10 問合せ先
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班
(電話018-860-1239、ファクシミリ018-860-3876)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

- (1) 名称及び所在地

秋田県立スケート場	秋田市新屋町字砂奴寄2番2号
秋田県立野球場	秋田市新屋町字砂奴寄4番6号
秋田県立向浜運動広場	秋田市新屋町字砂奴寄4番6号
秋田県立総合プール	秋田市新屋町字砂奴寄4番6号

(2) 設置目的

秋田県立スケート場、秋田県立野球場、秋田県立向浜運動広場及び秋田県立総合プール（以下「向浜スポーツゾーン」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(3) 規模等

- ア 秋田県立スケート場（以下「スケート場」という。）
鉄骨造、地上1階、延床面積約13,900平方メートル
- イ 秋田県立野球場（以下「野球場」という。）
鉄筋コンクリート造、地上2階、グラウンド面積約14,300平方メートル
- ウ 秋田県立向浜運動広場（以下「向浜運動広場」という。）
野球広場 敷地面積約21,800平方メートル
テニスコート 敷地面積約9,800平方メートル
- エ 秋田県立総合プール（以下「総合プール」という。）
鉄筋コンクリート造、地上3階、延床面積約14,100平方メートル

(4) 主な施設

- ア スケート場
スピードリンク4,367平方メートル、ホッケーリンク1,780平方メートル、更衣室、医務室
- イ 野球場
グラウンド両翼100メートル、センター122メートル、スタンド棟1階4,603平方メートル、2階972平方メートル、固定席15,000席、照明塔4基、スコアボード
- ウ 向浜運動広場
野球広場 軟式野球場4面、夜間照明塔8基
テニスコート クレイコート9面、夜間照明塔8基
- エ 総合プール
メインプール50メートル10コース、飛び込みプール25メートル×20メートル、サブプール25メートル8コース、観覧席（固定）1,348席、同（仮設）800席

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 向浜スポーツゾーンの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、向浜スポーツゾーンの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）
ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 指定の期間に係る向浜スポーツゾーンの事業計画書
- イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名、生年月日、性別及び学歴職歴等）を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ 誓約書
- サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話番号018-860-1239）

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 向浜スポーツゾーンの設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、向浜スポーツゾーンの設置の目的又は性質に応じ、秋田県知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、令和2年10月中旬以降に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和2年7月28日（火）から同年9月16日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

(1) 日時

令和2年8月20日（木）午後2時

(2) 場所

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎5階観光文化スポーツ部会議室

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに10に掲げる場所にファクシミリで連絡すること。（様式任意）

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 向浜スポーツゾーンの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 指定期間の予算総額は1,725,350千円を限度とする。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後締結される年度協定書により定める。

(6) 向浜スポーツゾーンの使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。

- (7) 指定管理者は、向浜スポーツゾーン内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

10 問合せ先

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班
(電話018-860-1239、ファクシミリ018-860-3876)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

- (1) 名称及び所在地
秋田県立新屋運動広場 秋田市豊岩石田坂字館野21番9号
- (2) 設置目的
秋田県立新屋運動広場（以下「新屋運動広場」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- (3) 規模等
ラグビー・サッカー場 敷地面積32,479平方メートル
- (4) 主な施設
管理棟、メイングラウンド1面、サブグラウンド1面、夜間照明塔13基

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 新屋運動広場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、新屋運動広場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
 - ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
 - オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
 - カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 指定の期間に係る新屋運動広場の事業計画書
 - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名、生年月日、性別及び学歴職歴等）を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ 誓約書
- サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話番号018-860-1239）

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も相当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 新屋運動広場の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、新屋運動広場の設置の目的又は性質に応じ、秋田県知事が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、令和2年10月中旬以降に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和2年7月28日（火）から同年9月16日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

- (1) 日時
令和2年8月20日（木）午後2時
- (2) 場所
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎5階観光文化スポーツ部会議室
- (3) その他
説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに10に掲げる場所にファクシミリで連絡すること。（様式任意）

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 新屋運動広場の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 指定期間の予算総額は72,525千円を限度とする。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後締結される年度協定書により定める。
- (6) 新屋運動広場の使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。
- (7) 指定管理者は、新屋運動広場内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

10 問合せ先

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

秋田県立総合射撃場 由利本荘市岩城道川字新田沢43番地

(2) 設置目的

ア 狩猟技術訓練施設

狩猟を行おうとする者の銃器を取り扱う技術の向上を図り、もって適正な野生鳥獣の保護及び管理に資することを目的とする。

イ ライフル射撃場

射撃スポーツを行う機会を提供し、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(3) 規模等

狩猟技術訓練施設、ライフル射撃場、敷地面積250,641平方メートル

(4) 主な施設

管理棟、狩猟技術訓練施設(トラップ射撃場、スキート射撃場)及びライフル射撃場(スモールボアライフル射撃場、エアライフル射撃場)

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 射撃場の利用を通じた秋田県立総合射撃場条例(平成7年秋田県条例第41号)第1条第2項各号に定める目的を達成するために必要な業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、射撃場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間(指定期間)

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。

(2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。)

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体

ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て(これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体

オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る射撃場の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名、生年月日、性別及び学歴職歴等）を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ 誓約書
- サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話番号018-860-1239）

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 射撃場の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、射撃場の設置の目的又は性質に応じ、秋田県知事が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、令和2年10月中旬以降に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和2年7月28日（火）から同年9月16日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

- (1) 日時
令和2年8月20日（木）午前10時
- (2) 場所
秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎4階総404会議室
- (3) その他
説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに10に掲げる場所にファクシミリで連絡すること。（様式任意）

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 射撃場の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 指定期間の狩猟技術訓練施設分の予算額94,630千円、ライフル射撃場分の予算額68,325千円を債務負担行為の設定限度額とする。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後締結される年度協定書により定める。
- (6) 射撃場の使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。
- (7) 指定管理者は、射撃場内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

10 問合せ先

- (1) 募集要項全体及びライフル射撃場に関すること
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班
(電話018-860-1239、ファクシミリ018-860-3876)
- (2) 狩猟技術訓練施設に関すること
秋田県生活環境部自然保護課鳥獣保護管理班
(電話018-860-1613、ファクシミリ018-860-3835)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 公の施設の概要

- (1) 名称及び所在地
秋田県立田沢湖スポーツセンター 仙北市田沢湖生保内字下高野73番地の2
- (2) 設置目的
秋田県立田沢湖スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の利用を通じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- (3) 規模等
 - ア 管理棟、研修棟、体育館棟、浴室棟
鉄筋コンクリート造地上3階、延床面積約5,000平方メートル
 - イ 審判棟
鉄筋コンクリート造ほか地上3階、延床面積約240平方メートル
- (4) 主な施設
 - ア 管理棟、研修棟、体育館棟、浴室棟
宿泊室35室、研修室、食堂、体育館、トレーニング室、浴室、サッカー場、ラグビー場、陸上競技場、球技場、キャンプ場
 - イ 審判棟
会議室、審判室

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) スポーツセンターの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、スポーツセンターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
 - ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
 - オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
 - カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 指定の期間に係るスポーツセンターの事業計画書
 - イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
 - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図、業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
 - カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名、生年月日、性別及び学歴職歴等）を記載した書類
 - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ク 類似施設における業務実績を記載した書類
 - ケ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
 - コ 誓約書
 - サ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班（電話番号018-860-1239）
- (3) 提出期限
令和2年9月16日（水）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 県民の平等な利用が確保されること。
 - イ スポーツセンターの設置の目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、スポーツセンターの設置の目的又は性質に応じ、秋田県知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、令和2年10月中旬以降に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表する。

7 募集要項の交付

- 5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和2年7月28日（火）から同年9月16日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

- (1) 日時
令和2年8月20日（木）午後2時
- (2) 場所
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎5階観光文化スポーツ部会議室
- (3) その他
説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに10に掲げる場所にファクシミリで連絡すること。（様式任意）

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) スポーツセンターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (4) 指定期間の予算総額は145,265千円を限度とする。

- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後締結される年度協定書により定める。
- (6) スポーツセンターの利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
- (7) 指定管理者は、スポーツセンター内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (8) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

10 問合せ先

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課調整・スポーツ活性化班
(電話018-860-1239、ファクシミリ018-860-3876)